

令和2年11月4日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（公告）

福井地方裁判所国有財産事務分掌者

福井地方裁判所長 石川 恭司

福井地方裁判所庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、自動販売機の設置により清涼飲料水を販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

福井地方裁判所庁舎における使用許可（自動販売機（清涼飲料水））の相手方の選定

2 募集の趣旨

福井地方裁判所庁舎の一部において、自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売を前提に使用許可（有償）をするに当たり、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所及び使用面積（使用面積は、設置する自動販売機及びゴミ箱の大きさにより変動する。）

福井市春山一丁目1番1号 福井地方裁判所庁舎

(1) 地階 エレベーター前 約1.35㎡

(2) 1階 玄関ホール 約1.35㎡

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水）を設置し販売する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和2年11月4日（水）から令和2年11月17日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

福井地方裁判所事務局会計課管理係

福井市春山一丁目1番1号

電話（0776）91-5062

担当 谷口孝寛

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する。なお、遠方で来庁できない場合には、郵送による交付も可能なので、希望する場合には担当係（前記イ）に確認すること。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

令和2年12月2日（水）から令和2年12月11日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法のほか、郵送による方法も可とするが、ア記載の期間必着とする。

エ 提出部数 3部

6 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成若しくは提出に関する質問は、次の提出期限まで書面にて受け付けるので、提出場所に持参又はファクシミリで提出すること。

ア 質問書の様式 日本産業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 令和2年11月18日（水）午後5時まで

ウ 提出場所 企画提案募集要領の交付場所と同じ

(2) 回答書は、次の交付日時に交付場所において手交することとするが、質問者が来庁しない場合は、後日郵送又はファクシミリで送信する。おつて他の応募者に対しても質問要旨及び回答をファクシミリ等で連絡する。

ア 交付日時 令和2年11月26日（木）午後3時

イ 交付場所 企画提案募集要領の交付場所と同じ

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しよ

うとする者でないこと。

- (2) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が5の(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (3) (1)の要件を満たし(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件（評価項目1から3についての評価基準）を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料（1㎡あたりの金額・令和3年2月1日から同年3月31日までの額（以下「初年度額」という。））の提案が、福井地方裁判所が定める使用料（初年度額）の最低価格の110分の100以上で、最も金額の高い者を相手方として選定するため、応募者は、記3の使用許可をする場所（以下「使用場所」という。）の使用料を算出し、その金額を使用面積の数量で除した金額（1円未満の金額は切り捨てとする。）をもって、1㎡あたりの金額（令和3年2月1日から同年3月31日までの額。）を算出すること。

また、実際の使用料は、これに消費税等相当額が加算されるため、応募者は提案書に記載する金額を算出する際には、消費税等相当額を差し引いて算出（1円未満の金額は切り捨てとする。）し、国有財産使用料価格提案書（別紙様式第6）に記入すること。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、①割引率（企画提案募集要領（別紙様式第5））の平均を最も高い値で示した提案者を相手方として選定する。割引率も同率の場合は、②販売品目（評価項目3（1））を最も多く提案した者を相手方として選定する。①、②のいずれも同一の場合は、③最高価格の提案を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。ただし、最高価格の提案を行った者が来庁できない場合は、当該選定手続を担当していない職員によるくじ引きを実施し、相手方を選定する。おって、いずれの提案金額も福井地方裁判所が定める使用料（初年度額）の最低価格の110分の100に達しない場合は、国有財産使用料（初年度額）の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、福井地方裁判所から別途連絡する。

- (4) 再提案によっても福井地方裁判所が定める使用料（初年度額）の最低価格の110分の100に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に福井地方裁判所が定める使用料（初年度額）の最低価格の110分の100以上で国有財産使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

- (5) (4)の手続によっても福井地方裁判所が定める使用料の最低価格の110分の100に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。

- (3) 企画提案書の作成，提出及び本件応募に関する費用は，すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため，必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- (5) 応募書類に記載された個人情報は，企画提案書の審査及び選定手続きに使用すること以外には利用しない。